

クリーンエネルギー合同会社「(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電
事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年7月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業環境影響評価方法書について、クリーンエネルギー合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県会津若松市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大20,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月 3日
環境大臣意見受理	令和2年10月 5日
経済産業大臣意見発出	令和2年10月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月 8日
住民意見の概要等受理	令和3年 3月 8日
福島県知事意見受理	令和3年 6月 2日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 7月 6日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742（直通）

クリーンエナジー合同会社「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水源位置について実態を確認の上、調査を行うこと。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた沈砂池の設計とするなど、濁水の影
響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. ラインセンサス法の調査に当たっては、適切なルートを設定し、調査、予測及
び評価を行うこと。
4. 希少猛禽類の調査に当たっては、適切な調査地点を追加するなど、適切に調査、
予測及び評価を行うこと。
5. 本事業区域内での緑の回廊における渡り鳥の飛翔実態の調査に当たっては、十
分な調査回数を確保する等、適切に調査を実施すること。
6. 景観への影響調査を行うにあたり、適切な箇所を調査地点に追加すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)